

置賜広域行政事務組合における女性職員の 活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
理 事 長
消 防 長

1 はじめに

急速な少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっており、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

このことから、本組合においても女性の職業生活における活躍を推進するため、法第15条に基づき、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画期間

本計画は平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とする。

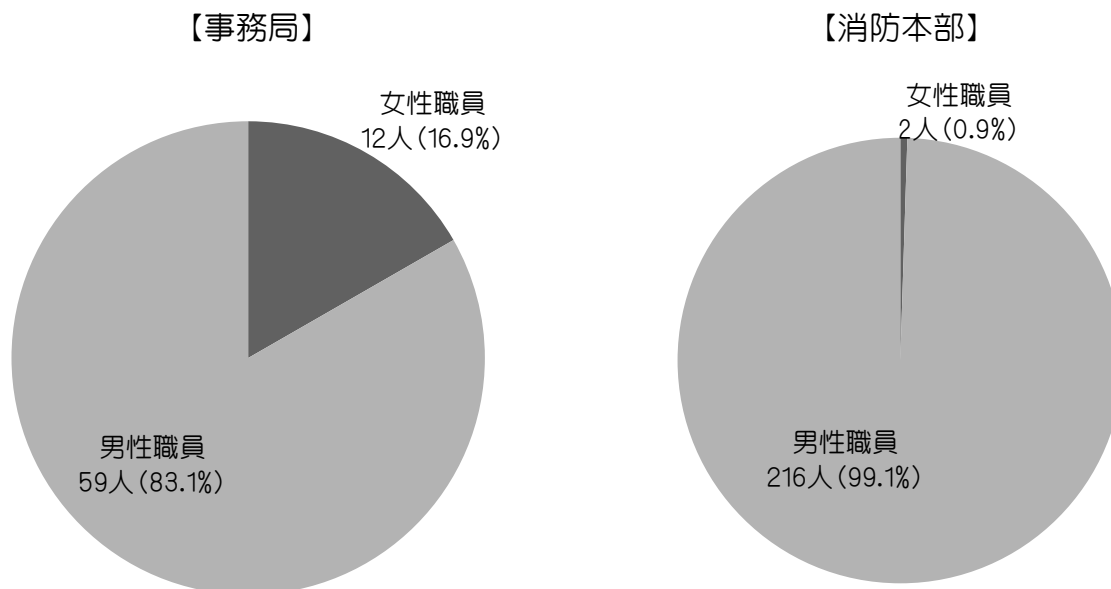
3 体制整備

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の数値目標に対する取組み状況の確認及び効果を検証し、目標達成に向けて取り組んでいきます。

4 職員数の現状

平成27年4月1日における、事務局の職員総数は71人、消防本部の職員総数は218人であり、男女の割合及び過去3年間の採用状況は以下のとおり。

(1) 職員の男女の割合



(2) 過去3年間の採用職員数（各年4/1付採用者）

【事務局】

項目	H25	H26	H27
受験者数(うち女性)	7 (0)	39 (19)	42 (10)
女性受験者の割合	0.0%	48.7%	23.8%
採用者数(うち女性)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
女性採用者の割合	0.0%	0.0%	0.0%

【消防本部】

項目	H25	H26	H27
受験者数(うち女性)	93 (3)	100 (4)	69 (2)
女性受験者の割合	3.2%	4.0%	2.9%
採用者数(うち女性)	6 (0)	7 (0)	7 (0)
女性採用者の割合	0.0%	0.0%	0.0%

5 数値目標

法第15条第3項及び同法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、本組合における状況を把握した結果、女性職員の割合が低い状況であり、特に消防本部においては、国が推進する女性消防吏員の割合5%を大きく下回る状況である。

このことから、女性職員の活躍の推進に向け、女性職員の割合を以下のとおりとすることで目標を設定する。

項目	対象人数	現状の女性職員の割合(人数)	目標の女性職員の割合(人数)
事務局	71	16.9% (12)	20.0% (14)
消防本部	218	0.9% (2)	3.2% (6)

6 目標を達成するための取組み

女性職員の採用に向けた取組みとして、女性受験者の増加を図るため、仕事と子育てに励む女性職員が働きやすい職場環境の整備を図っていきます。